

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会
開 催 日 時	平 成 2 6 年 8 月 2 8 日 (木) 開 会 : 午 後 1 時 5 8 分 閉 会 : 午 後 3 時 2 0 分
開 催 場 所	小 針 ク リ ー ン セ ン タ ー 2 階 会 議 室
出 席 者 (委 員) 氏 名 ◎ 委 員 長 ○ 職 務 代 理 者	横 山 光 市、阿 久 津 彰 男、田 島 和 生、荒 井 喜 久 雄、川 寄 幹 生、 田 中 克 美、斉 藤 哲 夫、渡 邊 良 太、◎ 樋 上 利 彦、○ 土 橋 義 男、 犬 飼 典 久 (名 簿 順 ・ 敬 称 略)
欠 席 者 (委 員) 氏 名	な し
事 務 局 出 席 者	鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 : 森 事 務 局 長 程 塚 次 長 兼 計 画 建 設 課 長 計 画 建 設 課 : 鈴 木 副 参 事、関 口 主 幹、野 中 主 査、尾 寄 主 事
組 合 構 成 市 出 席 者	鴻 巣 市 : 福 田 環 境 産 業 部 長、竹 村 環 境 産 業 部 副 部 長、 島 田 環 境 課 主 査 行 田 市 : 小 林 環 境 経 済 部 長 北 本 市 : 荒 井 市 民 経 済 部 長
会 議 内 容	(1) 委 嘱 状 の 交 付 (2) 開 会 (3) 管 理 者 あ い さ つ (4) 委 員 自 己 紹 介、事 務 局 職 員 紹 介、組 合 構 成 市 職 員 紹 介、 コ ン サ ル 紹 介 (5) 委 員 長 の 選 任 (6) 委 員 長 職 務 代 理 者 の 指 名 (7) 会 議 の 公 開 に つ い て (8) 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会 会 議 傍 聴 要 領 (案) に つ い て (9) 諮 問 (10) 検 討 委 員 会 の 役 割 及 び 会 議 の 進 め 方 に つ い て (11) そ の 他

<p>会 議 資 料</p>	<p>(資料名・概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会次第 ・ 資料 1 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会委員名簿 ・ 資料 2 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例 ・ 資料 3 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会会議傍聴要領 (案) ・ 資料 4 諮問書 ・ 資料 5 検討委員会の役割とは ・ 資料 6 施設整備スケジュール ・ 資料 7 委員会スケジュール (案) 	
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴人 1人 	
<p>会議録の確定</p>	<p>確 定 年 月 日</p>	<p>主 宰 者 署 名 押 印</p>
	<p>平成 26 年 9 月 17 日</p>	<p>樋 上 利 彦 ⑩</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付（原口副管理者から各委員へ） ・ 管理者あいさつ（原口副管理者） ・ 委員自己紹介 ・ 事務局職員紹介、組合構成市職員紹介、コンサル紹介 ・ 資料確認 <p>委員長の選任</p> <p>議事の進行は、委員長が行うことになっているが、委員長決定までの間、事務局において議事を進行させていただく。</p> <p>議題の（１）「委員長の選任」についてであるが、委員長については、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例第５条第１項において、「委員の互選により定める。」と規定している。</p> <p>委員長の選任について、意見等を伺いたい。</p>
委 員	<p>新ごみ処理施設の建設地については、鴻巣市内とすることから、鴻巣市副市長の樋上委員を推薦する。</p>
事務局	<p>他に意見等はないか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【「なし。」の声あり】</p> <p>他に意見等がないようなのでお諮りする。樋上委員を委員長に選任することに、異議はないか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【「異議なし。」の声あり】</p> <p>それでは、樋上委員を委員長に決定する。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【樋上委員長、委員長席に移動】</p> <p>樋上委員長より、あいさつをお願いしたい。</p>
委員長	<p style="text-align: center;">【委員長就任あいさつ】</p>
事務局	<p>これ以降の議事進行については、樋上委員長にお願いする。</p>
議 長	<p>暫時、議長として議事の進行を務めさせていただく。</p> <p>議事進行について、皆様にご協力をいただきたい。</p>

<p>議 長</p> <p>職務代理人</p>	<p>職務代理人の指名</p> <p>議題の（２）「職務代理人の指名」についてであるが、職務代理人については、検討委員会条例第５条第３項で「委員長が指名する。」と規定している。</p> <p>私から、土橋委員を職務代理人に指名させていただく。</p> <p>【「異議なし。」の声あり】</p> <p>それでは、お引き受けさせていただく。みなさん、よろしく。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>会議の公開について</p> <p>議題の（３）「会議の公開について」事務局に説明を求める。</p> <p>附属機関等の会議は、組合並びに組合構成市の情報公開条例の趣旨にのっとり、住民の知る権利の保障、行政運営の透明性の向上、市民の信頼、公正かつ民主的な運営を図るため、原則公開としている。</p> <p>なお、会議の公開・非公開については、会議ごとに決定することが必要である。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をいただいたが、意見等を伺いたい。</p> <p>【「なし。」という声あり】</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それではお諮りする。</p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会の会議について、公開することとしてよろしいか。</p> <p>【「異議なし。」の声あり】</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本会議は、公開することに決定する。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会会議傍聴要領（案）について</p> <p>次に、議題の（４）「鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会会議傍聴要領（案）について」事務局に説明を求める。</p> <p>【資料３ 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会会議傍聴要領（案）を用いて説明】</p>

議 長	事務局より説明をいただいたが、意見等を伺いたい。
委 員	傍聴の手続きについて、第3条第2項に「傍聴人名簿記入者が、第2条で定める定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定する。」とあるが、一つの団体から、傍聴人の定員を超える希望者あった場合も先着順とし傍聴者を決定するのか。
議 長	事務局に説明を求める。
事務局	傍聴者の決定は、先着順とする。 今後、事業の進捗により傍聴人数が多く見込まれる場合は、傍聴席をある程度多く設置できる会場で開催したい。
議 長	●●委員、よろしいか。
委 員	はい。
議 長	他に意見等はないか。
委 員	1つの団体で傍聴人の定員を超える場合はどうするか。
議 長	事務局に説明を求める。
事務局	傍聴者の決定は、定員までの人数とする。
議 長	●●委員、よろしいか。
委 員	はい。
議 長	他に意見等はないか。
委 員	他の市町村では、傍聴者の決定について、組合構成市の住民を優先するところもある。
議 長	事務局に説明を求める。
事務局	傍聴者の決定について、組合構成市の住民を優先することはない。
	傍聴の実施について、改正が必要な事項が生じた場合は、委員会にお諮りする。
議 長	●●委員、よろしいか。
委 員	はい。
議 長	みなさん、いかがか。 【「異議なし。」の声あり】

議 長	<p>他に意見はないか。</p> <p>他になければ、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会会議傍聴要領（案）のとおり決定してよいか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし。」の声あり】</p>
議 長	<p>それでは、「要領（案）」のとおり決定する。</p> <p>事務局、本日の傍聴人はいるのか。</p>
事務局	<p>本日の傍聴人は、1人である。</p>
議 長	<p>傍聴人の入室を許可する。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人の入室】</p>
議 長	<p>傍聴人に申し上げる。傍聴に際しては、傍聴証の裏面にある傍聴に関する事項を順守していただきたい。</p> <p>諮問</p>
議 長	<p>議題の（５）「諮問」を議題とする。</p> <p>諮問は、原口副管理者からいただく。</p>
副管理者	<p>一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設建設候補地の選定について（諮問）</p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例第２条の規定により、下記のことについて、貴委員会の意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理基本計画の策定について 2 広域化方針の策定について 3 新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について <p>以上のとおり諮問する。</p> <p style="text-align: center;">【原口副管理者退席】</p>
議 長	<p>検討委員会の役割及び会議の進め方について</p> <p>ただ今、原口副管理者から諮問を受けたが、諮問理由については、議題の（６）「検討委員会の役割及び会議の進め方について」とあわせて、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>【資料４「諮問書」、「諮問理由」、資料５「検討委員会の役割</p>

<p>議 長</p>	<p>とは」、資料6「施設整備スケジュール」、資料7「委員会スケジュール（案）」を用いて説明。】</p> <p>事務局より説明をいただいたが、まず、資料4「諮問書」、「諮問理由」、資料5「検討委員会の役割とは」について、意見等を伺いたい。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料4の諮問理由の2、一般廃棄物処理基本計画及び広域化計画の策定についての後段に「事業系ごみの排出については、事業者が自らの責任で適性に処理するという原則を踏まえ、事業者自身による適正処理の取組みに対し、支援強化を図る必要があります。」とあるが、「支援」とは、何を意味するのか。</p> <p>事業者への支援は、地域振興の観点からも大切なことであると認識している。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>事務局に説明を求める。</p> <p>事業者には、事業系の廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、市町村には、同法第6条の2の規定により、「市町村は、区域内における一般廃棄物を収集・運搬・処分しなければならない。」と規定している。</p> <p>事業者へのごみ処理に係る「支援」の意味は、事業者による一般廃棄物の適正処理の支援として処理困難分を適正に処理できるルートを整えることであるとか、構成市内の事業者に組合施設で処理可能な産業廃棄物などを引き受ける併せ産廃制度の導入などを想定している。</p> <p>また、消費者に近い小売業者等については、簡易包装や店頭回収など、事業者から見て顧客である家庭における廃棄物の発生抑制の取組みへの支援を想定している。</p>
<p>議 長</p>	<p>●●委員、よろしいか。</p>

委員	はい。
議長	他に意見等はないか。
委員	何もなければ、次に、資料6 施設整備スケジュール、資料7 委員会スケジュール（案）について、意見等を伺いたい。
委員	資料7「委員会スケジュール（案）」では、26年11月頃に第2回検討委員会を開催し、「ごみ処理・施設の現状と課題について」を議論することとしているが、計画を策定するにあたり、ごみ処理施設でのごみ質調査を実施しないのか。ごみ質は、実際に見ないと分からないところがある。
事務局	ごみ処理・施設の現状と課題について検討いただく際には、構成市の既存データを基に資料を作成し、議論していただくことを考えているが、ごみ質の処理施設での確認については、検討させていただく。
議長	●●委員、よろしいか。
委員	はい。ごみ質調査を実施する際には協力する。
議長	他に意見等はないか。
委員	次回の検討委員会には、過去のごみ質、ごみ量などのデータを用意していただきたい。そうすれば将来のごみについて推計するうえでも理解しやすい。
事務局	次回の検討委員会には用意する。
委員	データを見るだけでは、ごみ質の中身まで理解できない。ごみ処理施設に行くと市町村によって、ごみ質にかなりの違いがあることもわかる。実際にごみ処理施設でごみ質を見て、ごみについて理解して、今後ごみ処理をどうするか考えるべきである。
	例えば、こういうものは資源にまわせるから、分けた方が良いとか。分ける手間や処理施設はどんなものにするかとか。発電を考えたらカロリーの高いものを焼却した方が良いので、あまり分別しない方が良いとか。色々あると思う。

事務局	検討させていただく。
議長	他に意見等はないか。
委員	構成市のごみの分別方法、収集方法が分からないままでは計画を検討することができない、情報をいただきたい。
議長	計画を策定するに当って、構成市のごみ分別方法及び収集方法、小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターでのごみ処理の状況をもとに議論していただく際には、十分な情報を提供する。
事務局	<p>構成市のごみ分別方法及び収集方法の取り扱いの違いについては、本年11月に予定している第2回検討委員会の「ごみ処理・施設の現状と課題について」のところで詳しい資料を用いて説明する予定である。</p> <p>構成市の燃えるごみの処理の概要は、行田市と鴻巣市の吹上地域が小針クリーンセンターで焼却し、吹上地域を除く鴻巣市と北本市が埼玉中部環境センターで焼却している。</p> <p>また、ペットボトルや容器包装プラスチック類の取り扱いの違いや収集回数の違いもある。</p> <p>ごみ処理の広域化を進めるに当たり、住民サービスの観点を取り入れながら、効率的なごみ処理ルールについての資料を作成する。</p>
議長	●●委員、よろしいか。
委員	はい。
議長	他に意見等はないか。
委員	資料6の施設整備スケジュールの項目の②に、「候補地の選定と住民合意」とあるが、ここが一番困難であると考えている。委員会として、1ヶ所への建設候補地を選定するということがよいのか。
議長	事務局に説明を求める。
事務局	建設候補地の選定については、選定作業前であることから、

	<p>あくまでも現段階での予定であるが、コンサルの支援を活用して素案を作成する。そういった中で候補地選定について、委員会の意見をいただきたい。</p>
議 長	<p>●●委員、よろしいか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
委 員	<p>建設候補地選定は、大変な作業になるであろう。</p>
議 長	<p>建設候補地の選定については、鴻巣市としても責任を持って対応したいと考えている。委員にも協力をいただきたい。 他に意見等はないか。</p>
委 員	<p>ごみ処理に関係することについては、資料をもとに議論するだけでなく、進んだ考え方で取り組んでいるところや、優れた施設の視察も必要である。</p>
事務局	<p>資料7の委員会のスケジュール（案）では、平成27年7月頃、建設候補地周辺の住民代表の方に委員に加わっていただいてから施設見学を考えている。 ただし、施設見学の時期については、建設候補地選定の進捗状況によって、前後することになる。</p>
事務局	<p>補足であるが、検討委員会の委員は、定員16人のところ現在11人である。建設候補地が決まれば、その周辺の住民代表の方に検討委員会に加わっていただき、施設見学会を実施したい。</p>
議 長	<p>●●委員、よろしいか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>資料6施設スケジュールの項目②候補地選定及び住民合意の内容「1か所への選定」のタイムテーブルが平成26年度から27年度途中までとなっているが、なるべく早い時期に建設候補地を選定したい。 そして、建設候補地周辺の住民代表の方に新施設建設等検討委員会に加わっていただき、施設見学会を実施したい。</p>

<p>委員</p>	<p>建設候補地の選定であるが、来年7月に予定している施設見学の前に、2, 3か所の施設を視察して、どのような施設にするのかを議論してから選定するべきではないか。</p> <p>どのような施設になるかを説明できないようでは、地権者や住民の合意形成を得ることはできないと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに新施設の内容について説明できないと、地権者や周辺住民への対応は厳しいと認識している。</p> <p>建設候補地の選定に当たっては、委託契約を締結している委託業者の支援を活用し素案を作成したい。</p> <p>また、施設内容については、構成市人口約27万人ということなどを踏まえて素案を作成したい。</p> <p>なお、建設候補地の選定と施設内容の検討については、並行して進めることになる。</p>
<p>議長</p>	<p>●●委員、よろしいか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見等はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>建設候補地に係る説明については、地権者や周辺住民に十分理解していただけるようにしなければならない。</p> <p>昔の話であるが、●●●では、建設候補地の用地選定からんで、関係者から自殺者が出ている。現在、施設の建て替えが困難な状況にあるようだ。</p>
<p>議長</p>	<p>特に、建設候補地の選定については、丁寧な説明により住民の皆様に理解していただけるように努める。</p> <p>全体的に何かあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>リサイクルの推進については、必要なことかもしれないが、必要以上に費用を掛け過ぎることは良くない。</p> <p>構成市内の企業を対象に、ごみ処理に係る支援策を検討し、地元の企業の活性化につながるような一般廃棄物基本計画を策定していただきたい。そうすれば、雇用が増えて地域の振興に</p>

<p>議 長</p>	<p>もつながる。</p> <p>参考にしたい。</p> <p>他に意見等はないか。</p> <p>何もなければ、以上で、本日の議事はすべて終了とする。</p> <p>議事進行にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>進行を事務局へお返しする。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他</p> <p>次に、次第6「その他」であるが、委員から何かあるか。</p> <p>なければ、事務局より事務連絡を申し上げる。</p>
<p>事務局</p>	<p>当委員会に係る委員報酬の額は7,800円、費用弁償の額は1,400円である。ただし、口座への振込金額については、所得税を源泉徴収させていただく。</p> <p>なお、振り込みの時期は、本日から概ね3週間後となる。</p>
<p>事務局</p>	<p>閉会</p> <p>以上で、第1回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会を閉会とする。</p>